

平成27年3月吉日

平成27年3月15日(日)
空き家対策法施行を受けて
司法書士による
『全国一斉空き家問題110番』
を実施します

京都司法書士会
会長 森中 勇雄

実施日時 平成27年3月15日(日) 10:00～16:00

電話による相談 [相談電話番号] 075-221-8802

面談による相談 [相談会場] 京都司法書士会館

(京都市中京区柳馬場通り夷川上る 御所南小学校西隣)

面談事前予約電話 075-255-2566 (本通知発信日以降可能)

※なお、当日のご予約は、上記相談電話にて受付

相談料 無料

相談員 司法書士 京都市職員

相談対象者

- ・ 空き家所有者及びその関係者
- ・ 空き家周辺の住民
- ・ 空き家を活用したいと考える人 など

相談事例

- ・ 空き家の登記名義が随分前に亡くなった方のまま
- ・ 空き家を活用してくれる人を探したい
- ・ 空き家の所有者が分からない
- ・ 空き家の所有者が認知症になったみたい
- ・ 近所の空き家が危険で困っている
- ・ 危険な空き家を壊したいが誰ができるの? など

主催 京都司法書士会

後援 京都市、日本司法書士会連合会

全国展開 神奈川、埼玉、大阪、福岡で同時開催

問い合わせ先 京都司法書士会 TEL 075-241-2666
担当理事 : 石田光廣 075-494-1280

●空家等対策特別措置法の概略

全国の 820 万戸におよぶ空き家に対処するため、昨年秋の臨時国会で『空き家等対策の推進に関する特別措置法』が成立し、本年 2 月 26 日に一部施行される。

この法案では、空き家に対する基本指針が定められ、各自治体はその指針に沿って空き家対策の計画を定めることができる。

各自治体で定める計画としては、空き家に対する措置や調査、活用、市民からの相談への対応などを予定。また、この法案では自治体が必要な調査のために、立ち入り調査も認めているほか、固定資産税の納税情報を必要な限度で利用できることが定められている。

その他、空き家に関するデータベースの整備や適正管理の促進、命令に違反した者に対しての 50 万円以下の過料などが規定されている。

この法令により、各自治体の空き家への積極的な関与が可能になる。

●空き家に関する調査データ（平成 25 年度住宅・土地調査より）

空き家総戸数（全国） 820 万戸 ※平成 20 年調査より 8.3%増加
（京都市）11 万 4 290 戸 ※北区及び上京区の全住宅の総数に匹敵

空き家率

全国平均	13.5%	京都府	13.1%
京都市	14.1%	東山区	22.9% ※約 4 軒に 1 軒
南区	16.8%	北区	15.3%
伏見区	15.2%	下京区	15.1%
山科区	14.5%	左京区	13.9%
上京区	12.7%	中京区	11.8%
右京区	11.5%	西京区	10.2%

●空き家問題で司法書士ができること

この空き家問題について、予防法務の専門法律家である司法書士ができることは多くあります。たとえば、相続登記の推進、相続対策や遺産分割に関するアドバイス、不在者財産管理人及び相続財産管理人の選任、成年後見等の申立て、建物の老朽化に伴う近隣トラブルの調停や裁判を利用した解決などです。また、行政と住民との間を取り持つ役割も果たすことができます。

そこで、空家対策等の推進に関する特別措置法の施行を契機に、府民の皆さまに、この問題の相談窓口として司法書士が有効な相談相手であるということ

を知っていただき、かつ、具体的に相談活動を開始するため、京都司法書士会では、全国の司法書士会と連携して、京都市及び日本司法書士会連合会の後援の下、下記要領で空き家問題に関する電話相談及び面談相談会を実施します。

何卒、よろしく申し上げます。

以上